

財務報告書

事業年度
(第2期) 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

MGM大阪株式会社

目次

頁

表紙

第1 法人の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	2
4. 関係会社の状況	2
5. 従業者の状況	2
第2 事業の状況	4
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	4
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	5
3. 事業等のリスク	6
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	7
5. 重要な契約等	7
6. 研究開発活動	8
第3 設備の状況	9
1. 設備投資等の概要	9
2. 主要な設備の状況	9
3. 設備の新設、除却等の計画	9
第4 提出会社の状況	10
1. 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 所有者別状況	11
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	11
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	11
2. 自己株式の取得等の状況	12
3. 配当政策	12
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	13
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	13
(2) 役員の状況	15
(3) 監査の状況	16
(4) 役員の報酬等	18
(5) 株式の保有状況	18
第5 経理の状況	19
1. 財務諸表等	20
(1) 財務諸表	20
(2) 主な資産及び負債の内容	42
(3) その他	43

[監査報告書]

[監査報告]

[内部統制報告書]

[定款]

【表紙】

【提出書類】	財務報告書
【提出先】	国土交通大臣
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	第2期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【名称】	MGM大阪株式会社 （注）2025年5月1日付で、商号の表記を「大阪IR株式会社」から「MGM大阪株式会社」に変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 エドワード・パウワーズ 代表取締役 高橋 豊典
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	管理部長 長門 雄一

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第1期	第2期
決算年月		2024年3月	2025年3月
営業収益	(百万円)	—	—
経常損失(△)	(百万円)	△12,994	△7,351
当期純損失(△)	(百万円)	△12,996	△7,353
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—
資本金	(百万円)	12,082	35,832
発行済株式総数	(株)	483,300	1,433,300
純資産額	(百万円)	11,003	51,150
総資産額	(百万円)	26,829	56,786
1株当たり純資産額	(円)	22,767.93	35,686.95
1株当たり配当額	(円)	—	—
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△51,728.19	△6,196.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	41.0	90.1
自己資本利益率	(%)	△118.1	△23.7
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△111	△1,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△22,321	△21,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	23,218	29,306
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	842	7,607
従業員数	(人)	—	8
株主総利回り	(%)	—	—
最高株価	(円)	—	—
最低株価	(円)	—	—

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第1期より財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。

2【沿革】

2021年12月	大阪 I R 株式会社を設立
2023年 4 月	国土交通大臣より「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（以下、「区域整備計画」といいます。）の認定
2025年 5 月	商号をMGM大阪株式会社に変更

3【事業の内容】

当社は、大阪府及び大阪市（以下、「大阪府・市」といいます。）と共同して作成した区域整備計画について、2022年 4 月27日に特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号（以下、「I R 整備法」といいます。））第9条第1項の規定に基づき国への認定申請を行い、区域整備計画は、2023年 4 月14日に I R 整備法第 9 条第11項の規定に基づき、国土交通大臣より認定を受けました。

当社は、区域整備計画や I R 整備法に沿って、特定複合観光施設（カジノ施設、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、来訪・滞在促進寄与施設（以下、「I R 施設」といいます。））の設置運営事業及び特定複合観光施設の設置運営事業に附帯する事業（以下、併せて「本事業」といいます。）を行っています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 合同会社日本MGMリゾート (注) 1	東京都千代田区	0	統合型リゾートの 開発機会の調査	被所有 50.00	業務委託 役員の兼任 出向者の受入
(その他の関係会社) オリックス株式会社 (注) 2	東京都港区	221,111	多角的金融サービ ス	被所有 50.00	業務委託 役員の兼任 出向者の受入 金銭債務等保証 建設関連費用の 支払の保証

- (注) 1. 合同会社日本MGMリゾートはMGMリゾート・インターナショナルを完全親会社としていることから、MGMリゾート・インターナショナルは当社の「その他の関係会社の親会社」に該当します。
なお、MGMリゾート・インターナショナルと当社との間で役員 1 名の受入と金銭債務等保証及び建設関連費用の支払の保証があります。
また、これ以外に、合同会社日本MGMリゾートとの関係で、その他の関係会社が 3 社あります。
2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業者の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年 3 月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
8 (注) 1	45.28	0.3	－(注) 2

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数 (人)
管理部	6
内部監査担当	2
合計	8

- (注) 1. 従業員数は就業人員（出向者）を記載しております。
2. 従業員は出向者のみで構成されているため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

該当事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

大阪府・市と共同して、世界最高水準の成長型I Rの実現を図ることで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長と観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現し、もって我が国全体の観光及び経済振興の起爆となることをめざします。

(2) 経営戦略等

観光先進国の実現に向けて日本型I Rを整備し、その意義を十分に発揮するという国の目標を踏まえつつ、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興を実現するため、「世界水準のオールインワンM I C E拠点の形成」「国内外からの集客力強化への貢献」「日本観光のゲートウェイの形成」に取り組めます。

(3) 経営環境

大阪の更なる成長のためには、人口減少や超高齢化が進み、需要・労働力の減少等が懸念される中において、今後の市場拡大等将来性が見込まれる成長産業への注力が必要です。この点、我が国では観光は成長戦略の柱であるという認識のもと、訪日外国人旅行客数を2030年に6,000万人とする目標を掲げており、大阪においてはこれまで旅行者数が全国を上回る伸び率で増加するとともに、旅行消費額も大きく増加してきたところであり、引き続き観光産業には大きなニーズと将来性があります。2020年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光関連産業には深刻な影響が生じましたが、2024年の訪日外国人旅行客数は約3,686万人と過去最高を記録し、観光需要のさらなる後押しのための取組の重要性が一層高まっています。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

世界最高水準の成長型I Rを実現し、大阪経済の成長と観光や地域経済の振興等に貢献するため、地盤沈下、液状化、土壌汚染等の土地課題対策を実施するとともに、インフレ等による建設資材や労務費等の建設コストへの影響を管理しながら、特定複合観光施設の開発を進めることが重要と考えております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス及びリスク管理

当社は、「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおり、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理の体制を構築しており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続につきましても、この体制下で行うこととしております。

(2) 戦略

① スマートなまちづくり（環境負荷低減等）の方針

I R施設整備（建設）において、将来的な廃棄物抑制や大気汚染物質の排出量低減に努めていきます。

② 人的資本の戦略

現状は、従業員は出向者のみで構成されていますが、将来的には、多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築します。

(3) 指標及び目標

① スマートなまちづくり（環境負荷低減等）の指標及び目標

施設運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費量の継続的な低減につながる目標を検討していきます。

なお、区域整備計画において、I R施設には先端技術を導入したエネルギーセンターを設置することとしております。このエネルギーセンターでは、エネルギーを一元管理するほか、コージェネレーションシステム等を導入し、省エネルギーの促進をしていくこととしています。

② 人的資本の指標及び目標

現状は、従業員は出向者のみのため指標を設けておりませんが、将来的には、管理職における女性比率等の指標を設定する予定です。

3 【事業等のリスク】

当社の主な事業リスクとして、以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 区域整備計画の認定の更新・取消リスク

I R整備法では、区域整備計画の認定の有効期間は10年（更新された場合の有効期間は5年）となっております。当社は、区域整備計画の認定の更新・維持ができるよう、体制を構築していく予定ですが、区域整備計画がI R整備法に掲げる基準に適合しなくなった場合等には、認定の更新を受けられない可能性があります。

また、有効期間中においても、区域整備計画がI R整備法に掲げる基準に適合しなくなった場合等には、国土交通大臣により区域整備計画の認定が取り消される可能性があります。

(2) カジノ事業の免許取得リスク

カジノ事業を行うためには、カジノ管理委員会から免許を受ける必要があります。免許の取得・維持ができるよう、I R整備法やカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）以下、「カジノ管理委員会規則」といいます。）をはじめとした各種法令を遵守する体制の整備及びカジノ施設の設計等を行っていく予定ですが、I R整備法やカジノ管理委員会規則に掲げる基準に適合しない場合、免許が付与されない可能性があります。

(3) 法令・制度変更リスク

I R関連税制、納付金や入場料の増額等を含むI R整備法、カジノ管理委員会規則を含む各種関連法令の制定・変更等によって、当社の事業性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資金調達リスク

本事業の推進に要する資金は既存株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社等からの出資に加え、多くの部分を金融機関からの融資で調達する予定です。金融機関と融資契約を締結したものの、融資実行条件が充足せず金融機関からの融資が確保できない場合、本事業の実施に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 施設開発リスク

本事業の建設用地の所在地である夢洲は埋立地であり、特定複合観光施設の建設にあたっては、地盤沈下、液状化、土壌汚染等の土地課題対策が必要となります。今後、調査等を通じて具体的な対策を確定することになりますが、施設開発に重大な悪影響を及ぼす事象が判明した場合、事業の実現、運営、投資リターン、工程に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 建設コスト増加リスク

本事業は、工事期間が長期に亘ること、世界的な原材料価格上昇や円安により建設資材価格が高騰していること、人手不足や賃上げを要因として労務単価が上昇していることから、工事期間中の建設コストの上昇につながった場合、当社の事業性に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、特定複合観光施設の営業を開始していないため、業務区分ごとの記載はしていません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の資産は、前事業年度末に比べ29,956百万円増加し、56,786百万円となりました。これは主に現金及び預金が6,764百万円、建設仮勘定が9,160百万円、長期立替金が9,974百万円増加したこと等によるものです。

(負債)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ10,189百万円減少し、5,636百万円となりました。これは主に未払金が11,078百万円減少した一方で、流動負債その他が212百万円、長期借入金が373百万円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ40,146百万円増加し、51,150百万円となりました。これは主に新株発行に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ23,750百万円増加した一方で、繰越利益剰余金が7,353百万円減少したことによるものです。

(2) 経営成績の状況

当事業年度においては、営業収益はありませんでした。

営業費用は、租税公課616百万円、賃借料254百万円、業務委託費220百万円を計上したこと等から1,135百万円となり、営業損失は1,135百万円(前年同期は営業損失205百万円)となりました。

営業外費用は、融資関連費用6,048百万円を計上したこと等から6,218百万円となり、経常損失は7,351百万円(前年同期は経常損失12,994百万円)となりました。

これに法人税、住民税及び事業税2百万円を計上した結果、当期純損失は7,353百万円(前年同期は当期純損失12,996百万円)となりました。

なお、「令和6年度(2024年度)大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業計画」の収支計画における当期純損失約100億円との主な差異は、賃借料等の営業費用となります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、期首に比べ6,764百万円増加し、7,607百万円となりました。

営業活動により支出した資金は1,384百万円(前年同期は111百万円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純損失7,351百万円の計上、融資関連費用6,048百万円の計上等によるものです。

投資活動により支出した資金は21,157百万円(前年同期は22,321百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7,474百万円、長期立替金の支払いによる支出9,079百万円等によるものです。

財務活動により得られた資金は29,306百万円(前年同期は23,218百万円の収入)となりました。これは株式の発行による収入47,333百万円、融資関連費用の支払額18,514百万円等によるものです。

5【重要な契約等】

契約締結時期	契約会社名	相手先の名称	契約内容
2023年9月	当社	大阪府	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 実施協定書(注)1
2023年9月	当社	大阪市	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業用定期借地権設定契約書
2023年9月	当社	大阪府、大阪市	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に関する協定
2023年9月	当社	大阪府、大阪市	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に係る土地使用等に関する協定

契約締結時期	契約会社名	相手先の名称	契約内容
2024年3月	当社	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、他	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業金銭消費貸借契約書（注）2
2024年3月	当社 合同会社日本MGMリゾート オリックス株式会社 MGMリゾート・インターナショナル	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、他	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業中核株主等確認書（注）3
2025年3月	当社	株式会社竹中工務店、株式会社竹中土木、株式会社銭高組、南海辰村建設株式会社、株式会社浅沼組、株式会社松村組、株式会社森組	請負契約書（本体建物工事用）（注）4
2025年3月	当社	株式会社大林組、大鉄工業株式会社、TSUCHIYA株式会社、富国建設株式会社	請負契約書（本体建物工事用）（注）5

（注）1. 当実施協定書には、オリックス株式会社及びMGMリゾート・インターナショナルによる全部開業までに当社が負担する金銭債務等の連帯保証（保証の上限額はそれぞれ126.5億円）及び資金拠出義務が付されております。

2. 当社は、2024年3月29日に株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする金銭消費貸借契約を締結しております。

なお、金銭消費貸借契約の概要は以下のとおりであります。

	シニアローン	消費税ローン
借入枠	5,300億円	969億円
最終返済期日	2039年3月末日	2032年3月末日

上記の他、極度ローン枠500億円を設定しております。

本契約には財務制限条項が付されており、開業日以降は当該条項に抵触した場合、当社の財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

3. 当中核株主等確認書には、オリックス株式会社及びMGMリゾート・インターナショナルによる建設関連費用の支払の保証が付されております。

4. 当社は、2025年3月28日に（仮称）大阪IRプロジェクト ブロックB本体建物工事 共同企業体を構成する各社とIR施設建物工事の請負契約を締結しております。

5. 当社は、2025年3月28日に大林組・大鉄工業・TSUCHIYA・富国建設共同企業体を構成する各社とIR施設建物工事の請負契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、I R施設の建設のため、設備投資を行っております。当事業年度の設備投資（建設仮勘定を含む）の内訳は、次のとおりであります。

(単位：億円)

業務区分	カジノ業務	カジノ行為 区画内関連 業務	国際会議場 施設業務	展示等施設 業務	魅力増進施 設業務	送客施設業 務	宿泊施設業 務	来訪・滞在 促進寄与施 設業務	合計
設備投資額	5	9	1	1	2	2	33	35	91

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	業務区分	設備の内容	帳簿価額						従業員 数(人)
			建物及び 構築物 (億円)	機械装置 及び運搬具 (億円)	土地 (億円) (面積㎡) [面積㎡]	建設仮勘定 (億円)	その他 (億円)	合計 (億円)	
I R施設建設用地 (大阪府大阪市)	全業務	土地等	—	—	— (467,369) [467,369]	153	—	153	—

(注) 土地の [] 内の数字は借地面積です。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (億円)	既支払額 (億円)		着手	完了
カジノ施設 (大阪府大阪市)	建物等	537	23	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
国際会議場施設 (大阪府大阪市)	建物等	298	2	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
展示等施設 (大阪府大阪市)	建物等	278	1	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
魅力増進施設 (大阪府大阪市)	建物等	119	3	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
送客施設 (大阪府大阪市)	建物等	11	3	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
宿泊施設 (大阪府大阪市)	建物等	2,465	58	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
来訪及び滞在寄与施設 (大阪府大阪市)	建物等	3,513	59	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃
その他 I R施設 (大阪府大阪市)	建物等	2,324	—	自己資金及び借入金	2023年9月	2030年夏頃

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,433,300	1,925,300	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。(注)1
計	1,433,300	1,925,300	—	—

- (注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役全員の承認を要する旨定款に定めております。
2. 2025年4月18日開催の臨時株主総会決議により2025年5月27日を払込期日とする第三者割当による増資により、492,000株を発行しております。これにより、発行済株式数は492,000株増加し、1,925,300株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2023年9月22日 (注) 1	410,000	427,300	10,250	10,682	10,250	10,682
2024年1月23日 (注) 1	56,000	483,300	1,400	12,082	1,400	12,082
2024年4月23日 (注) 1	64,000	547,300	1,600	13,682	1,600	13,682
2024年7月10日 (注) 1	886,000	1,433,300	22,150	35,832	22,150	35,832

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

2. 2025年5月27日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が492,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,300百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	—	2	—
所有株式数	—	—	—	1,433,300	—	—	—	1,433,300	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(注) 単元株制度は採用しておりません。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社日本MGMリゾート	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	716,650	50.00
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	716,650	50.00
計	—	1,433,300	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,433,300	1,433,300	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,433,300	—	—
総株主の議決権	—	1,433,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本としております。また、剰余金の配当に係る決定機関は株主総会となっております。

当事業年度においては、配当はありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令等の遵守を基本として、事業活動を適切に実行し、経営の公正性を確保するため、設計、建設、開業準備等の進捗に合わせ、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。当事業年度においては、内部監査に係る業務を行うため、代表取締役直下に内部監査担当を置き、監査体制の充実による、経営監視機能の強化を図りました。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

事業年度末日時点における当社の役員は、代表取締役2名、監査役1名の合計3名であります。

経営に関する基本方針や業務執行の決定については、現状は都度代表取締役2名による合意をもって行っております。

更に、監査役、会計監査人及び内部監査担当の三者間の連携により実現される実効的な監査体制により、適法性及び妥当性のある適正な監督が担保されるものと考えております。以上を理由として、当社では現状の体制を採用しております。

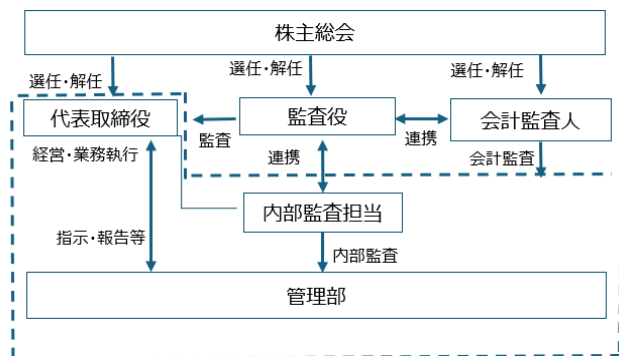
③ 内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、会社法第348条第3項第4号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）として、代表取締役2名の合意により「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、体制の整備を図っております。

運用においては、代表取締役が相互に牽制するとともに、職務の執行を効率的に行うために、経理、総務、行政との折衝・協議等の業務を行う管理部を設置しております。

また、内部統制の整備・運用状況に関し、代表取締役直下の内部監査担当が内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告しております。

監査役は、代表取締役と意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査担当と連携する等により、当社が行う設置運営事業等の監査を行っております。



④ リスク管理体制の整備及び運用状況

当社は、業務に係るすべてのリスクについて適切に管理する体制の整備に取り組んでおります。リスクの共通認識を図るため当社の両代表取締役は、現在及び将来のリスクの分析を行い、課題を明確にし、今後の対策について検討を行っております。

⑤ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況

現在子会社がないため、該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める当該監査役の最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 取締役の員数及び取締役の資格

当社の取締役は2名とすることを定款に定めております。取締役の資格は、当社の株主が指定する者の中から

選任いたします。ただし、必要があるときは、株主が指定する者以外から選任することを妨げない旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

男性3名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	エドワード・パウワーズ	1964年11月2日生	2003年2月 MGMミラージュ（現MGMリゾート・インターナショナル）入社 2014年9月 合同会社日本MGMリゾート代表執行役員兼CEO 2021年1月 合同会社日本MGMリゾート代表執行役員社長CEO（現任） 2021年1月 MGMリゾート・インターナショナルグローバル事業開発プレジデント（現任） 2021年12月 当社代表取締役 2024年12月 当社代表取締役管理部長（注）3 2025年5月 当社代表取締役（現任）（注）3	（注）1	－
代表取締役	高橋 豊典	1965年11月7日生	1988年4月 オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社 2017年1月 オリックス株式会社グループ執行役員 2019年1月 オリックスグループ関西代表（現任） 2020年1月 オリックス株式会社執行役（現任） オリックス不動産株式会社専務執行役員（現任） 2021年12月 当社代表取締役 2024年12月 当社代表取締役管理部長（注）3 2025年5月 当社代表取締役（現任）（注）3	（注）1	－
監査役	和田 幸夫	1969年2月9日生	1991年4月 オリックス株式会社入社 2017年1月 オリックス・アセットマネジメント株式会社執行役員 2023年6月 当社監査人 2024年6月 当社監査役（現任）	（注）2	－
				計	－

- (注) 1. 2025年3月期にかかる定時株主総会終結の時から2027年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。
2. 2024年3月期にかかる定時株主総会終結の時から2028年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。
3. 組織変更にもなう役職の異動です。

(3) 【監査の状況】

① 監査人監査の状況

監査人和田幸夫は、以下の方法で監査を実施しております。

- ・ 重要な決裁書類及び財務報告に係る内部統制評価に関する資料を閲覧し、当社の事務所等において設置運営事業等及び当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査しております。
- ・ 代表取締役から設置運営事業等の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ・ 監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ・ 効率的な監査人監査の遂行に資するよう、監査人は、内部監査担当と相互の監査計画を共有するとともに、内部監査担当や会計監査人が行う内部統制整備の評価や内部監査に係るミーティングに同席し、適宜意見交換をしております。

なお、監査人和田幸夫は事業会社の経営企画部門での業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

代表取締役直下に設置され、管理部から独立した内部監査担当（2名）が、代表取締役2名の合意により決定された内部監査計画に従って全社を対象に内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を確認し、内部統制の有効性の向上に努めております。また、IR整備法に定められた「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しております。

なお、監査人は、会計監査人および内部監査担当から定期的に監査に関する報告を受けるとともに情報交換を行うなど、相互の連携を図っております。

内部監査及び財務報告に係る内部統制評価の結果は、内部監査担当から代表取締役に報告するとともに、監査人に対しても内部監査担当から報告を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 内田 聡

指定有限責任社員 業務執行社員 福田 秀敏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人について、その専門的知見、監査遂行に係る総合的能力、監査品質、当社からの独立性等の観点から考慮した上で監査法人を選定し又は再任を決定します。

f. 監査人による監査法人の評価

当社の監査人は、会社法上の監査役として監査法人の評価を行っており、監査法人の品質管理の状況、独立性等を総合的に勘案し、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
12	—	15	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
—	—	—	—

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模、特性、監査日数等の諸要素を勘案し、決定しております。

e. 監査人が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査人は、会計監査人の報酬について、会社法上の監査役として職務の遂行状況、報酬の算出根拠等の妥当性を確認した上、同意しています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	1
社外役員	—	—	—	—	—	—

③ 役員ごとの報酬等の総額等

該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令」（令和3年国土交通省令第75号）及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、IR整備法第28条第15項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容をセミナー、専門誌及び書籍等で適時に把握し、適切な対応が可能となるようにしております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 842	※1 7,607
未収消費税等	1,297	754
その他	5	0
流動資産合計	2,145	8,362
固定資産		
有形固定資産		
建設仮勘定	6,149	15,310
有形固定資産合計	6,149	15,310
投資その他の資産		
長期前払費用	—	2,025
差入保証金	※1 15,178	※1 17,756
長期立替金	※1 3,357	※1 13,331
投資その他の資産合計	18,535	33,113
固定資産合計	24,684	48,423
資産合計	26,829	56,786
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※1 —	※1 114
未払金	15,671	4,592
未払法人税等	126	314
その他	28	241
流動負債合計	15,826	5,263
固定負債		
長期借入金	※1 —	※1 373
固定負債合計	—	373
負債合計	15,826	5,636
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,082	35,832
資本剰余金		
資本準備金	12,082	35,832
資本剰余金合計	12,082	35,832
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△13,161	△20,514
その他利益剰余金合計	△13,161	△20,514
株主資本合計	11,003	51,150
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計	—	—
純資産合計	11,003	51,150
負債純資産合計	26,829	56,786

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 〔自 2023年4月14日 至 2024年3月31日〕	当事業年度 〔自 2024年4月1日 至 2025年3月31日〕
営業収益	—	—
営業費用	※1 205	※1 1,135
営業損失(△)	△205	△1,135
営業外収益		
その他	0	2
営業外収益合計	0	2
営業外費用		
支払利息	—	3
融資関連費用	※2 12,707	※2 6,048
その他	81	166
営業外費用合計	12,788	6,218
経常損失(△)	△12,994	△7,351
特別利益		
特別利益合計	—	—
特別損失		
特別損失合計	—	—
税引前当期純損失(△)	△12,994	△7,351
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	2	2
当期純損失(△)	△12,996	△7,353

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月14日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	432	432	432	△164	△164	700	—	700
当期変動額								
新株の発行	11,650	11,650	11,650			23,300		23,300
当期純損失(△)				△12,996	△12,996	△12,996		△12,996
当期変動額合計	11,650	11,650	11,650	△12,996	△12,996	10,303	—	10,303
当期末残高	12,082	12,082	12,082	△13,161	△13,161	11,003	—	11,003

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	12,082	12,082	12,082	△13,161	△13,161	11,003	—	11,003
当期変動額								
新株の発行	23,750	23,750	23,750			47,500		47,500
当期純損失(△)				△7,353	△7,353	△7,353		△7,353
当期変動額合計	23,750	23,750	23,750	△7,353	△7,353	40,146	—	40,146
当期末残高	35,832	35,832	35,832	△20,514	△20,514	51,150	—	51,150

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 〔 自 2023年 4 月 14 日 〕 〔 至 2024年 3 月 31 日 〕	当事業年度 〔 自 2024年 4 月 1 日 〕 〔 至 2025年 3 月 31 日 〕
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△12,994	△7,351
融資関連費用	12,707	6,048
支払利息	—	3
その他	176	△79
小計	△111	△1,378
利息の支払額	—	△3
法人税等の支払額	△0	△2
営業活動によるキャッシュ・フロー	△111	△1,384
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,501	△7,474
保証金の差入による支出	△14,528	△2,578
長期前払費用の取得による支出	—	△2,025
長期立替金の支払いによる支出	△3,292	△9,079
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,321	△21,157
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	—	488
株式の発行による収入	23,218	47,333
融資関連費用の支払額	—	△18,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,218	29,306
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	785	6,764
現金及び現金同等物の期首残高	57	842
現金及び現金同等物の期末残高	※1 842	※1 7,607

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

投資その他の資産

長期前払費用

支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「長期立替金の支払いによる支出」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△3,292百万円は、「長期立替金の支払いによる支出」△3,292百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	－百万円	7,607百万円
差入保証金	－	17,756
長期立替金	－	13,331
合計	－	38,696

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	－百万円	114百万円
長期借入金	－	373
合計	－	488

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用の割合は前事業年度及び当事業年度0%、一般管理費に属する費用の割合は前事業年度及び当事業年度100%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月14日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
租税公課	131百万円	616百万円
賃借料	2	254
業務委託費	53	220

※2 融資関連費用は、金銭消費貸借契約の締結に伴う諸手数料及び金銭消費貸借契約に基づき負担する諸費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月14日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	17,300	466,000	—	483,300
合計	17,300	466,000	—	483,300

(注) 普通株式の増加は、第三者割当増資によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	483,300	950,000	—	1,433,300
合計	483,300	950,000	—	1,433,300

（注）普通株式の増加は、第三者割当増資によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2023年4月14日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
現金及び預金勘定	842百万円	7,607百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	842	7,607

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業の推進に要する資金を既存株主等からの出資に加え、多くの部分を金融機関からの融資で調達する予定です。

また、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の借入金には設備投資を目的としたものであり、変動金利であるため、金利変動のリスクに晒されております。

その他の主な金融商品は未払金、差入保証金、長期立替金であります。リスクは僅少であります。

未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、適時に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

また、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また「未収消費税等」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
差入保証金	15,178	8,125	△7,052
長期立替金	3,357	3,325	△31
資産計	18,535	11,450	△7,084

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
差入保証金	17,756	9,004	△8,752
長期立替金	13,331	13,060	△271
資産計	31,088	22,065	△9,023
1年以内返済予定の長期借入金	114	114	—
長期借入金	373	373	—
負債計	488	488	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
差入保証金	—	—	845	14,332
長期立替金	—	3,357	—	—
資産計	—	3,357	845	14,332

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
差入保証金	—	48	2,530	15,178
長期立替金	—	13,331	—	—
資産計	—	13,380	2,530	15,178
1年以内返済予定の長期借入金	114	—	—	—
長期借入金	—	373	—	—
負債計	114	373	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,125	—	8,125
長期立替金	—	3,325	—	3,325
資産計	—	11,450	—	11,450

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	9,004	—	9,004
長期立替金	—	13,060	—	13,060
資産計	—	22,065	—	22,065
1年以内返済予定の長期借入金		114		114
長期借入金	—	373	—	373
負債計	—	488	—	488

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金、長期立替金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

借入金は、変動金利であり短期間で金利の見直しが行われ市場金利を反映しており、時価と帳簿価額は近似しているため、当該帳簿価額を時価として、レベル2に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	3,977百万円	6,356百万円
未払事業税	38	95
その他	8	0
繰延税金資産小計	4,023	6,452
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△3,977	△6,356
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△46	△95
評価性引当額小計(注) 1	△4,023	△6,452
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 1. 評価性引当額の主な内容は、税務上の繰越欠損金によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	3,977	3,977
評価性引当額	△3,977	△3,977
繰延税金資産	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	6,356	6,356
評価性引当額	△6,356	△6,356
繰延税金資産	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023年4月14日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(同)日本MGMリゾート (注)	東京都千代田区	0	統合型リゾートの開発 機会の調査	(被所有) 直接 50.0	業務委託 役員の兼任 第三者割当増資	業務委託	—	—	—
その他の 関係会社	オリックス ㈱	東京都港区	221,111	多角的金融 サービス	(被所有) 直接 50.0	業務委託 役員の兼任 金銭債務等保証 建設関連費用の 支払の保証 第三者割当増資	業務委託	—	—	—

(注) 合同会社日本MGMリゾートはMGMリゾート・インターナショナルを完全親会社としていることから、MGMリゾート・インターナショナルは当社の「その他の関係会社の親会社」に該当します。

なお、MGMリゾート・インターナショナルと当社との間で役員1名の受入と金銭債務等の保証及び建設関連費用の支払の保証があります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(同)日本MGMリゾート (注)	東京都千代田区	0	統合型リゾートの開発 機会の調査	(被所有) 直接 50.0	業務委託 役員の兼任 第三者割当増資 出向者の受入	業務委託	90	未払金	98
その他の 関係会社	オリックス ㈱	東京都港区	221,111	多角的金融 サービス	(被所有) 直接 50.0	業務委託 役員の兼任 金銭債務等保証 建設関連費用の 支払の保証 第三者割当増資 出向者の受入	業務委託	90	未払金	98

(注) 合同会社日本MGMリゾートはMGMリゾート・インターナショナルを完全親会社としていることから、MGMリゾート・インターナショナルは当社の「その他の関係会社の親会社」に該当します。

なお、MGMリゾート・インターナショナルと当社との間で役員1名の受入と金銭債務等の保証及び建設関連費用の支払の保証があります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月14日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	22,767円93銭	35,686円95銭
1株当たり当期純損失(△)	△51,728円19銭	△6,196円70銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	11,003	51,150
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	11,003	51,150
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	483,300	1,433,300

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月14日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(△)(百万円)	△12,996	△7,353
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(百万円)	△12,996	△7,353
期中平均株式数(株)	251,249	1,186,703

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年4月18日開催の臨時株主総会において、次のとおり第三者割当による新株式の発行について決議し、2025年5月27日に払込が完了しております。

- (1) 発行する株式の種類及び数：普通株式 492,000株
- (2) 発行価額：1株につき50,000円
- (3) 発行価額の総額：24,600百万円
- (4) 資本組入額：1株につき25,000円
- (5) 資本組入額の総額：12,300百万円
- (6) 払込期日：2025年5月27日
- (7) 募集又は割当方法：第三者割当
- (8) 資金の用途：設備投資資金及び運転資金

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	6,149	9,160	—	15,310	—	—	15,310
有形固定資産計	6,149	9,160	—	15,310	—	—	15,310
長期前払費用	—	2,025	—	2,025	—	—	2,025

(注) 1. 建設仮勘定の増加は、I R施設によるものです。

2. 長期前払費用の増加は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等実施協定書に基づく公共インフラ整備費用の負担金の支払いによるものです。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	—	114	1.82%	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	373	1.82%	2032年3月

(注) 1. 平均利率については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
373	—	—	—

【業務別固定資産明細表】

I 前事業年度（自 2023年4月14日 至 2024年3月31日）

1 カジノ業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	275	—	275	—	—	275
有形固定資産計	—	275	—	275	—	—	275

2 カジノ行為区画内関連業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	468	—	468	—	—	468
有形固定資産計	—	468	—	468	—	—	468

3 国際会議場施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	75	—	75	—	—	75
有形固定資産計	—	75	—	75	—	—	75

4 展示等施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	64	—	64	—	—	64
有形固定資産計	—	64	—	64	—	—	64

5 魅力増進施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	158	—	158	—	—	158
有形固定資産計	—	158	—	158	—	—	158

6 送客施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	154	—	154	—	—	154
有形固定資産計	—	154	—	154	—	—	154

7 宿泊施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	2,552	—	2,552	—	—	2,552
有形固定資産計	—	2,552	—	2,552	—	—	2,552

8 来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	—	2,399	—	2,399	—	—	2,399
有形固定資産計	—	2,399	—	2,399	—	—	2,399

9 設置運営事業に附帯する業務固定資産

該当はありません。

(注) 認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、IR整備法第28条第2項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、区域整備計画に記載の各施設の床面積比に基づく算定を行っております。

Ⅱ 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 カジノ業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	275	581	—	857	—	—	857
有形固定資産計	275	581	—	857	—	—	857

2 カジノ行為区画内関連業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	468	987	—	1,456	—	—	1,456
有形固定資産計	468	987	—	1,456	—	—	1,456

3 国際会議場施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	75	136	—	211	—	—	211
有形固定資産計	75	136	—	211	—	—	211

4 展示等施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	64	116	—	180	—	—	180
有形固定資産計	64	116	—	180	—	—	180

5 魅力増進施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	158	228	—	386	—	—	386
有形固定資産計	158	228	—	386	—	—	386

6 送客施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	154	218	—	373	—	—	373
有形固定資産計	154	218	—	373	—	—	373

7 宿泊施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	2,552	3,342	—	5,895	—	—	5,895
有形固定資産計	2,552	3,342	—	5,895	—	—	5,895

8 来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建設仮勘定	2,399	3,548	—	5,948	—	—	5,948
有形固定資産計	2,399	3,548	—	5,948	—	—	5,948

9 設置運営事業に附帯する業務固定資産

該当はありません。

(注) 認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、IR整備法第28条第2項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、区域整備計画に記載の各施設の床面積比に基づく算定を行っております。

【業務別営業収支明細表】

I 前事業年度（自 2023年4月14日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	カジノ 業務	カジノ 行為区 画内関 連業務	国際会 議場施 設業務	展示等 施設業 務	魅力増 進施設 業務	送客施 設業務	宿泊施 設業務	来訪・ 滞在促 進寄与 施設業 務	設置運 営事業 に附帯 する業 務	合計
営業収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営業費用										
商品等販売原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人件費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	—	1
賃借料	0	0	0	0	0	0	1	1	—	2
業務委託費	1	2	2	2	0	0	20	22	—	53
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
租税公課	4	6	6	5	1	2	49	55	—	131
貸倒引当金繰入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	1	0	0	0	0	6	6	—	16
営業費用合計	6	10	9	8	2	3	77	86	—	205
営業損失（△）	△6	△10	△9	△8	△2	△3	△77	△86	—	△205

（注）認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、I R整備法第28条第2項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、区域整備計画に記載の各施設の床面積比に基づく算定を行っております。

II 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	カジノ 業務	カジノ 行為区 画内関 連業務	国際会 議場施 設業務	展示等 施設業 務	魅力増 進施設 業務	送客施 設業務	宿泊施 設業務	来訪・ 滞在促 進寄与 施設業 務	設置運 営事業 に附帯 する業 務	合計
営業収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営業費用										
商品等販売原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人件費	0	0	0	0	0	0	6	7	—	17
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	—	1
賃借料	8	13	12	10	3	4	95	106	—	254
業務委託費	7	11	10	9	3	3	82	92	—	220
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
租税公課	19	32	29	25	8	10	231	258	—	616
貸倒引当金繰入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	1	1	1	0	0	9	10	—	25
営業費用合計	36	60	54	46	15	19	427	475	—	1,135
営業損失（△）	△36	△60	△54	△46	△15	△19	△427	△475	—	△1,135

（注）認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、I R整備法第28条第2項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、区域整備計画に記載の各施設の床面積比に基づく算定を行っております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めておりました「賃借料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の業務別営業収支明細表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の業務別営業収支明細表において、「その他」に表示していた2百万円は、「賃借料」2百万円として組替えております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	—
預金	
普通預金	7,607
小計	7,607
合計	7,607

ロ. 差入保証金

区分	金額 (百万円)
大阪府	3,800
大阪市	13,956
合計	17,756

ハ. 長期立替金

区分	金額 (百万円)
大阪市	13,331
合計	13,331

② 負債の部

イ. 未払金

区分	金額 (百万円)
長期立替金	960
建設仮勘定	3,429
その他	202
合計	4,592

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(百万円)	—	—	—	—
税引前四半期(当期)純損失 (△)(百万円)	△990	△4,862	△6,193	△7,351
四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△991	△4,863	△6,194	△7,353
1株当たり四半期(当期)純 損失(△)(円)	△1,864.12	△5,166.39	△5,600.83	△6,196.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 (△)(円)	△1,864.12	△2,875.73	△928.34	△808.72

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月19日

MGM大阪株式会社

代表取締役 エドワード・パウワーズ 様

代表取締役 高橋 豊典 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 内田 聡

公認会計士 福田 秀敏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、特定複合観光施設区域整備法第28条第15項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMGM大阪株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表（業務別固定資産明細表及び業務別営業収支明細表は除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MGM大阪株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における独立監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、独立監査人としてのその他の倫理上の責任を果

たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、独立監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

開業準備段階における支払業務プロセスに係る内部統制の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>MGM大阪株式会社の2025年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において建設仮勘定15,310百万円が、損益計算書において営業費用1,135百万円が計上されている。</p> <p>これらは、開業準備段階における特定複合観光施設区域整備法に基づく認定設置運営事業者たるMGM大阪株式会社（以下、会社）の事業目的に大きく関わる勘定科目であり、当該勘定科目に至る支払業務プロセスを通じて生成される。</p> <p>開業準備段階において、会社は事業の運営に必要な支出のうち、特定複合観光施設の建設に直接要した支出で資産性のあるものを建設仮勘定に、それ以外を主に経費（営業費用）に計上するが、建設仮勘定及び経費の計上に至る支払業務プロセスに係る内部統制に不備が存在する場合、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、MGM大阪株式会社の開業準備段階における支払業務プロセスに係る内部統制の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価結果を考慮したうえで、開業準備段階における支払業務プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価するために主に以下の手続を実施した。</p> <p>（整備状況の評価）</p> <p>支払業務を所管する内部統制の適切な管理者への質問、関連文書の閲覧等を実施し、取引の流れ及び会計処理の過程を理解するとともに、支払に関連する勘定科目の選択誤り等の虚偽表示が発生するリスクを防止又は発見するための内部統制の観点から、以下の内部統制について整備状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費の支払にあたり、業務内容に照らし適切な権限と能力等を有する役職者による支払内容と取引の証拠書類の照合及び、支払承認が適切に実施されているか ・ 経費の支払にあたり、業務内容に照らし適切な権限と能力等を有する役職者による支払内容と取引の証拠書類の照合及び、支払承認が適切に実施されているか

	<ul style="list-style-type: none"> 支払に関連する勘定科目の選択にあたり、業務内容に照らし適切な権限と能力等を有する役職者による勘定科目と証拠書類の照合及び、決裁承認が適切に実施されているか <p>(運用状況の評価)</p> <p>経営者が構築した内部統制が、デザインどおりに継続的に実施されているかどうかを確かめるため、経営者を含む役職者への質問、関連文書の閲覧等を実施し、上記（整備状況の評価）に記載の内部統制について運用状況の有効性を評価した。</p>
--	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、財務報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任

経営者の責任は、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正

妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における独立監査人の責任

独立監査人の責任は、独立監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

独立監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は独立監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、独立監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記

事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。独立監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに独立監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、独立監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、特定複合観光施設区域整備法第 28 条第 15 項の規定に基づく監査証明を行うため、MGM大阪株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、MGM大阪株式会社が 2025 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における独立監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、独立監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における独立監査人の責任

独立監査人の責任は、独立監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

独立監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、独立監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。独立監査人

は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。独立監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

MGM大阪株式会社

代表取締役 エドワード・パウワーズ 様

代表取締役 高橋 豊典 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 内田 聡

公認会計士 福田 秀敏

監査意見

当監査法人は、特定複合観光施設区域整備法第28条第15項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMGM大阪株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の業務別固定資産明細表及び業務別営業収支明細表（以下「明細表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表が、全ての重要な点において、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令第6条第2項の定めにより国土交通大臣に提出する方法（以下「法令等」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表の監査における独立監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、独立監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－明細表作成の基礎

注記に記載されているとおり、明細表は、MGM大阪株式会社が特定複合観光施設区域整備法第 28 条第 4 項の定めにより国土交通大臣に提出するために、法令等及び特定複合観光施設区域整備法並びに特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令第 6 条第 2 項に基づく届出に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

MGM大阪株式会社は、上記の明細表のほかに、2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度について、特定複合観光施設区域整備法の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表及びその附属明細表（明細表を除く。）をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2025 年 6 月 19 日に特定複合観光施設区域整備法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、財務報告書に含まれる情報のうち、明細表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

明細表に対する経営者及び特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任

経営者の責任は、法令等に準拠して明細表を作成することにある。また、明細表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要

な虚偽表示のない明細表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

明細表の監査における独立監査人の責任

独立監査人の責任は、独立監査人が実施した監査に基づいて、明細表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

独立監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は独立監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、独立監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表の注記事項が適切でない場合は、明細表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。独立監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表の表示及び注記事項が、法令等に準拠しているかどうかを評価する。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人に対して、計画した

監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

独立監査人は、特定複合観光施設区域整備法第 20 条の監査人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに独立監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査人事業監査報告書

監査人は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等に関して、監査人事業監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査人の監査（財務報告書に係るものを除く）の方法及びその内容

監査人は、取締役、内部監査担当その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 重要な決裁書類を閲覧し、当社の事務所等において設置運営事業等及び当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査いたしました。
- ② 代表取締役から設置運営事業等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

（1）設置運営事業等の監査結果

- ① 認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2025年6月19日

MGM大阪株式会社

監査役 和田幸夫

監査人財務監査報告書

監査人は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の認定設置運営事業者等の財務報告書に関して、監査人財務監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査人の監査の方法及びその内容

監査人は、取締役、内部監査担当その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 重要な決裁書類及び財務報告に係る内部統制評価に関する資料を閲覧し、当社の事務所等において設置運営事業等及び当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査いたしました。
- ② 代表取締役から設置運営事業等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ さらに、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令第33条第1項各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

（1）財務報告書の監査結果

- ① 財務報告書（個別財務諸表を除く）は、法令及び定款に従い認定設置運営事業者等の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 個別財務諸表についての有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月19日

MGM大阪株式会社

監査役 和田幸夫

【表紙】

【提出書類】	財務報告に係る内部統制報告書
【提出先】	国土交通大臣
【提出日】	2025年6月26日
【名称】	MGM大阪株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 エドワード・パウワーズ 代表取締役 高橋 豊典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 エドワード・パウワーズ及び代表取締役 高橋 豊典の両名は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は開業準備段階にあり単一事業であるため、当社全体を「重要な事業拠点」として評価の範囲としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目に至る業務プロセスとして、特定複合観光施設の整備に係る一連の資金調達、経費支出、固定資産投資（建設仮勘定の計上）に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 特定複合観光施設区域整備法第28条第7項
特定複合観光施設区域整備法第28条第12項において準用する同条第7項

【提出先】 国土交通大臣

【提出日】 2025年6月26日

【名称】 MGM大阪株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 エドワード・パウワーズ
代表取締役 高橋 豊典

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号

1 【財務報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 エドワード・パウワーズ及び代表取締役 高橋 豊典は、当社の第2期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務報告書の記載内容が特定複合観光施設区域整備法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

定 款

MGM大阪株式会社

MGM大阪株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、MGM大阪株式会社と称し、英語ではMGM Osaka Corporationと表示する。

第2条 (目的)

当社は、特定複合観光施設区域整備法に基づく下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) カジノ施設の設置運営
- (2) 国際会議場施設の設置運営
- (3) 展示施設及び見本市場施設その他の催しを開催するための施設の設置運営
- (4) 日本国の観光の魅力の増進に資する施設の設置運営
- (5) 日本国内における観光旅行の促進に資する施設の設置運営
- (6) 宿泊施設の設置運営
- (7) 飲食施設、エンターテインメント施設、リテール施設、スパ施設及びこれらと類似する施設の設置運営
- (8) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 監査役

(2) 会計監査人

第5条 (公告の方法)

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は 1,200 万株とし、すべて普通株式とする。

第7条 (株券の不発行)

当会社は、株式にかかる株券を不発行とする。

第8条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式の譲渡による取得については、取締役全員の承認を要する。ただし、当会社の株式の担保権者が当該担保権を実行した場合（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代位弁済による実行を含む。）の当該担保権者又は当該担保権者が指定する者に対する譲渡による株式の取得については、取締役全員の承認があったものとみなす。

第9条 (基準日)

1. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に係る定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により当会社株式を取得した者の全部又は一部を、取締役の過半数の決定により、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
3. 第1項のほか、必要ある場合は、取締役の過半数の決定によって2週間前に公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第10条（招集の時期）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第11条（招集者・議長）

1. 法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は、取締役の一人が招集し、他の取締役が議長となる。
2. 前項で定めた取締役が議長を務めることができない場合には、他の取締役がこれにあたる。

第12条（株主総会の招集通知）

1. 株主総会の招集通知は、株主名簿に記載又は記録された各株主に対し株主総会の日の1週間前までに発送しなければならない。
2. 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集期間を短縮し又は招集の手続きを経ることなく開催することができる。
3. 株主総会招集通知には、株主総会の日時及び場所その他法令に定める事項を記載又は記録する。

第13条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主又はその代理人が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項によるべき特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主又はその代理人が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

第 14 条 （書面等による株主総会決議）

取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第 15 条 （議決権の代理行使）

1. 株主は代理人によって、議決権を行使することができる。代理人は、株主たることを要しない。
2. 前項の場合、株主又は代理人は各総会ごとに当会社に対して委任状を書面又は書面に代えて電磁的方法により提出しなければならない。

第 16 条 （株主総会議事録）

当会社の株主総会の議事録は、法令の定めに従い、日本語で作成してその英訳を付す。

第 4 章 取締役及び代表取締役

第 17 条 （取締役の員数）

当会社の取締役は、2名とする。

第 18 条 （取締役の資格）

取締役は、当会社の株主が指定する者の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主が指定する者以外の者から選任することを妨げない。

第 19 条 （取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第21条（代表取締役）

当会社に取締役が2名以上ある場合は、各取締役がそれぞれ会社を代表する。

第22条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第23条（監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

第24条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が2名以上ある場合は、その過半数）の同意を得なければならない。

第 25 条 （監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 26 条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条 （監査役の責任免除）

当社は、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役の過半数の同意によって免除することができる。

第 28 条 （監査役との責任限定契約）

当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 29 条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。ただし、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容は、監査役（監査役が 2 名以上ある場合は、その過半数）が決定する。

第 30 条 （会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 31 条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、監査役（監査役が 2 名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 32 条 （事業年度）

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 33 条 （剰余金の配当）

当社の剰余金は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によってこれを処分する。

第 34 条 （期末配当金の支払い）

1. 当社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録ある株主若しくは登録株式質権者に金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
2. 前項のほか、株主総会の決議により剰余金の配当をすることができる。
3. 期末配当金は、その支払い提供の日から満 3 年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。
4. 期末配当金には利息を付さないものとする。

第8章 附則

第35条 (定款に定めのない事項)

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。